

宮城県公報

宮 城 県
 (総務部私学文書課)
 宮城県仙台市青葉区
 本町三丁目8番1号
 電話 022(211)2267
 (毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○職員表彰規程の一部を改正する告示	(人事課)	一
○地籍調査事業計画の策定	(土地対策課)	一
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(NPO活動促進室)	二
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(介護保険室)	二
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	()	三
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	()	三
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	()	四
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の変更の届出	()	五
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	()	六
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	()	七
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の変更の届出	()	七
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	八
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	九
○所在を確知できない貸金業者の申出	(商工経営支援課)	九
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第一号漁業者)	(農林水産経営支援課)	一〇
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	一〇
○県営土地改良事業の工事の完了	()	一〇
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(森林整備課)	一一
○保安林の指定施業要件の変更の予定告示内容の掲示	()	一一
○道路の供用開始(二件)	(道路課)	一二

告 示

○土地改良区役員の退任の届出 (気仙沼地方振興事務所) 一一

○開発行為に関する工事の完了(二件) (建築宅地課) 一二

○宮城県告示第八百八十一号

職員表彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。
 平成二十年九月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員表彰規程の一部を改正する告示

職員表彰規程(昭和四十六年宮城県告示第三百二十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 自己啓発等休業をした者(自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及公務の能率的な運営に特に資するものと認められる場合を除く) 休業期間の二分の一に相当する期間

第五条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 前項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する国等の職員として派遣中の職員の在職期間について、その派遣期間中に、当該職員の在職期間と派遣中の期間を通算した場合に、当該通算した期間が二十五年に達するとき、その派遣中の期間を在職期間に通算するものとし、当該職員を第一条第一項の職員にみなすものとする。

第十二条第二項中「特別昇給」を「昇給」に改める。

附 則

この告示は、平成二十年九月五日から施行し、同年四月一日から適用する。

○宮城県告示第八百八十二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成二十年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成二十年九月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行う者の名称及び調査区域

名称	白石市 越河平字石神等三単位区域、越河五賀字日照田等一単位区域
調査区域	

二 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第八百八十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十年九月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 代表者の氏名

鎌田 坦

二 主たる事務所の所在地

仙台市青葉区立町二十三・十九 定禅寺ハイツ二〇二号

三 定款に記載された目的

この法人は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）に基づき、東北六県に所在するマンションの管理運営に携わる者をはじめとする市民が、情報の交換、教育・研修を行うことにより自治能力の形成・向上を図ることを目的とする。また、マンションの管理運営に携わる者をはじめとする市民が自治能力を高めることにより、マンションとその周辺地域におけるコミュニティの育成、住環境の保全向上、福祉の増進を実現し、都市のスラム化の防止を図ることにより、地域のまちづくりを推進し、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十年八月二十二日

○宮城県告示第八百八十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十年九月五日

一 訪問介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

三 訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
〇四七〇九〇〇四四〇	訪問介護ステーションハウス・クルー多賀城多賀城市高橋三丁目十一番二十二号	医療法人一秀会	平成二十年七月一日
〇四七二七〇〇六九九	セベックヘルパーステーション 黒川郡富谷町成田六丁目八番三号	有限会社セベック	平成二十年七月一日
〇四七五二〇二八三六	ここみ訪問介護青葉 仙台市青葉区支倉町一番地の七支倉ハイツA・一	株式会社ここみケア	平成二十年七月一日
〇四七五五〇一八四七	ここみ訪問介護泉 仙台市泉区野村字下西河原三番地の六	株式会社ここみケア	平成二十年七月一日
〇四七〇二〇一七三二	万生園ヘルパーステーション 石巻市中里四丁目四番六号	社会福祉法人こた福祉会	平成二十年七月十五日
〇四七二五〇一五六九	ヘルパーステーションこころ大崎 大崎市古川清水沢字長泥二番地六	こころ有限会社	平成二十年七月十五日
介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
〇四七二一〇〇三六二	アサヒサンククリン在宅介護センター岩沼 岩沼市武隈二丁目二番六号ピョーファイン一〇一号室	アサヒサンククリン株式会社	平成二十年七月一日
〇四七五二〇二〇九九	アサヒサンククリン在宅介護センター宮城野 仙台市宮城野区新田三丁目二十八番二十号	アサヒサンククリン株式会社	平成二十年七月一日
〇四七五四〇一九八〇	アサヒサンククリン在宅介護センター太白 仙台市太白区砂押南町四番二十七号	アサヒサンククリン株式会社	平成二十年七月一日
〇四七二一〇二一七六	みやぎ介護支援センター訪問入浴部 栗原市若柳大林町裏百二番地	ケアプランニング株式会社	平成二十年七月十五日

介護保険事業所番号 〇四六五三九〇〇六〇	事業者の名称及び所在地 訪問看護ステーション愛の手 仙台市若林区上飯田二丁目 二十七番十八号	申請者名 株式会社ファインプロジ ツト・チバ	指定年月日 平成二十年 七月一日
-------------------------	---	------------------------------	------------------------

介護保険事業所番号 〇四七五一〇二八四四	事業者の名称及び所在地 ショートデイサービスきら り庵 仙台市青葉区愛子中央三丁 目二十番一号	申請者名 有限会社ひだまり介護	指定年月日 平成二十年 七月十五日
-------------------------	---	--------------------	-------------------------

短期入所生活介護	介護保険事業所番号 〇四七五二〇二〇八一	事業者の名称及び所在地 特別養護老人ホームムリーフ 鶴ヶ谷 仙台市宮城野区鶴ヶ谷字京 原七十九番一	申請者名 社会福祉法人宏恵会	指定年月日 平成二十年 七月十五日
----------	-------------------------	---	-------------------	-------------------------

福祉用具貸与	介護保険事業所番号 〇四七一一〇〇三五四	事業者の名称及び所在地 介護サポートふたき 岩沼市二木二丁目九番十七 号	申請者名 ふたきコーポレーション 株式会社	指定年月日 平成二十年 七月一日
	介護保険事業所番号 〇四七五五〇一八三九	事業者の名称及び所在地 介護ショップマーク・トゥ エイン 仙台市泉区寺岡一丁目二十 五番地の七	申請者名 有限会社マーク・トゥエ イン	指定年月日 平成二十年 七月一日

特定福祉用具販売	介護保険事業所番号 〇四七一一〇〇三五四	事業者の名称及び所在地 介護サポートふたき 岩沼市二木二丁目九番十七 号	申請者名 ふたきコーポレーション 株式会社	指定年月日 平成二十年 七月一日
----------	-------------------------	---	-----------------------------	------------------------

〇四七五五〇一八三九	介護ショップマーク・トゥ エイン 仙台市泉区寺岡一丁目二十 五番地の七	有限会社マーク・トゥエ イン	平成二十年 七月一日
------------	--	-------------------	---------------

〇宮城県告示第八十五号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。
平成二十年九月五日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四七〇九〇〇四五七	事業者の名称及び所在地 指定居宅介護支援事業所さ ざんか 多賀城市大代五丁目十六番 四十六号	申請者名 医療法人社団幸和会	指定年月日 平成二十年 七月一日
〇四七五五〇一八五四	あつたかいご居宅介護支援 センター 仙台市泉区泉中央三丁目九 番地の七	株式会社インブループ	平成二十年 七月一日
〇四七二〇一七四〇	万生園ケアプランセンター 石巻市中里四丁目四番六号	社会福祉法人こた福祉 会	平成二十年 七月十五日

〇宮城県告示第八十六号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。
平成二十年九月五日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護予防訪問介護	介護保険事業所番号 〇四七〇九〇〇四四〇	事業所の名称及び所在地 訪問介護ステーションハウ ス・クルー多賀城 多賀城市高橋三丁目十一番 二十二号	申請者の名称 医療法人一秀会	指定年月日 平成二十年 七月一日
	〇四七二七〇〇六九九	セベックヘルパーステーシ ョン 黒川郡富谷町成田六丁目八 番三号	有限会社セベック	平成二十年 七月一日

<p>四 介護予防通所介護</p>	<table border="1"> <tr> <td>○四六五三九〇〇六〇</td> <td>訪問看護ステーション愛の手 仙台市若林区上飯田二丁目 二十七番十八号</td> <td>事業者の名称及び所在地</td> <td>申請者名</td> <td>指定年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>株式会社ファインプロジ ット・チバ</td> <td></td> <td>平成二十年 七月一日</td> </tr> </table>	○四六五三九〇〇六〇	訪問看護ステーション愛の手 仙台市若林区上飯田二丁目 二十七番十八号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日			株式会社ファインプロジ ット・チバ		平成二十年 七月一日	<p>三 介護予防訪問看護</p>	<table border="1"> <tr> <td>○四七二二〇一一七六</td> <td>みやぎ介護支援センター訪 問入浴部 栗原市若柳大林町裏百一番 地</td> <td>事業者の名称及び所在地</td> <td>申請者名</td> <td>指定年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ケアプランニング株式会 社</td> <td></td> <td>平成二十年 七月十五日</td> </tr> <tr> <td>○四七五四〇一九八〇</td> <td>アサヒサンクリン在宅介 護センター太白 仙台市太白区砂押南町四番 二十七号</td> <td>事業者の名称及び所在地</td> <td>申請者名</td> <td>指定年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>アサヒサンクリン株式 会社</td> <td></td> <td>平成二十年 七月一日</td> </tr> <tr> <td>○四七五二〇二〇九九</td> <td>アサヒサンクリン在宅介 護センター宮城野 仙台市宮城野区新田三丁目 二十八番二十号</td> <td>事業者の名称及び所在地</td> <td>申請者名</td> <td>指定年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>アサヒサンクリン株式 会社</td> <td></td> <td>平成二十年 七月一日</td> </tr> <tr> <td>○四七一〇〇三六二</td> <td>アサヒサンクリン在宅介 護センター岩沼 岩沼市武隈二丁目二番六号 ビューファイン一〇一号室</td> <td>事業者の名称及び所在地</td> <td>申請者名</td> <td>指定年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>アサヒサンクリン株式 会社</td> <td></td> <td>平成二十年 七月一日</td> </tr> </table>	○四七二二〇一一七六	みやぎ介護支援センター訪 問入浴部 栗原市若柳大林町裏百一番 地	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日			ケアプランニング株式会 社		平成二十年 七月十五日	○四七五四〇一九八〇	アサヒサンクリン在宅介 護センター太白 仙台市太白区砂押南町四番 二十七号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日			アサヒサンクリン株式 会社		平成二十年 七月一日	○四七五二〇二〇九九	アサヒサンクリン在宅介 護センター宮城野 仙台市宮城野区新田三丁目 二十八番二十号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日			アサヒサンクリン株式 会社		平成二十年 七月一日	○四七一〇〇三六二	アサヒサンクリン在宅介 護センター岩沼 岩沼市武隈二丁目二番六号 ビューファイン一〇一号室	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日			アサヒサンクリン株式 会社		平成二十年 七月一日	<p>二 介護予防訪問入浴介護</p>	<table border="1"> <tr> <td>○四七五〇一八四七</td> <td>ここみ訪問介護青 仙台市青葉区支倉町一番地 の七支倉ハイツA・一 三番地の六</td> <td>事業者の名称及び所在地</td> <td>申請者名</td> <td>指定年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>株式会社ここみケア</td> <td></td> <td>平成二十年 七月一日</td> </tr> <tr> <td>○四七〇二〇一七三二</td> <td>万生園ヘルパーステーショ ン 石巻市中里四丁目四番六号</td> <td>事業者の名称及び所在地</td> <td>申請者名</td> <td>指定年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>社会福祉法人ここた福祉 会</td> <td></td> <td>平成二十年 七月十五日</td> </tr> <tr> <td>○四七一五〇一五六九</td> <td>ヘルパーステーションこ ろ大崎 大崎市古川清水沢字長泥二 番地六</td> <td>事業者の名称及び所在地</td> <td>申請者名</td> <td>指定年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>こころ有株式会社</td> <td></td> <td>平成二十年 七月十五日</td> </tr> </table>	○四七五〇一八四七	ここみ訪問介護青 仙台市青葉区支倉町一番地 の七支倉ハイツA・一 三番地の六	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日			株式会社ここみケア		平成二十年 七月一日	○四七〇二〇一七三二	万生園ヘルパーステーショ ン 石巻市中里四丁目四番六号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日			社会福祉法人ここた福祉 会		平成二十年 七月十五日	○四七一五〇一五六九	ヘルパーステーションこ ろ大崎 大崎市古川清水沢字長泥二 番地六	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日			こころ有株式会社		平成二十年 七月十五日
○四六五三九〇〇六〇	訪問看護ステーション愛の手 仙台市若林区上飯田二丁目 二十七番十八号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日																																																																																	
		株式会社ファインプロジ ット・チバ		平成二十年 七月一日																																																																																	
○四七二二〇一一七六	みやぎ介護支援センター訪 問入浴部 栗原市若柳大林町裏百一番 地	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日																																																																																	
		ケアプランニング株式会 社		平成二十年 七月十五日																																																																																	
○四七五四〇一九八〇	アサヒサンクリン在宅介 護センター太白 仙台市太白区砂押南町四番 二十七号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日																																																																																	
		アサヒサンクリン株式 会社		平成二十年 七月一日																																																																																	
○四七五二〇二〇九九	アサヒサンクリン在宅介 護センター宮城野 仙台市宮城野区新田三丁目 二十八番二十号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日																																																																																	
		アサヒサンクリン株式 会社		平成二十年 七月一日																																																																																	
○四七一〇〇三六二	アサヒサンクリン在宅介 護センター岩沼 岩沼市武隈二丁目二番六号 ビューファイン一〇一号室	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日																																																																																	
		アサヒサンクリン株式 会社		平成二十年 七月一日																																																																																	
○四七五〇一八四七	ここみ訪問介護青 仙台市青葉区支倉町一番地 の七支倉ハイツA・一 三番地の六	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日																																																																																	
		株式会社ここみケア		平成二十年 七月一日																																																																																	
○四七〇二〇一七三二	万生園ヘルパーステーショ ン 石巻市中里四丁目四番六号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日																																																																																	
		社会福祉法人ここた福祉 会		平成二十年 七月十五日																																																																																	
○四七一五〇一五六九	ヘルパーステーションこ ろ大崎 大崎市古川清水沢字長泥二 番地六	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日																																																																																	
		こころ有株式会社		平成二十年 七月十五日																																																																																	
<p>一 訪問介護</p>	<table border="1"> <tr> <td>介護保険事業所番号</td> <td>事業者の名称</td> <td>事業者の所在地</td> <td>変更年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>宮城県知事 村 井 嘉 浩</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	介護保険事業所番号	事業者の名称	事業者の所在地	変更年月日		宮城県知事 村 井 嘉 浩			<p>七 特定介護予防福祉用具販売</p>	<table border="1"> <tr> <td>○四七五五〇一八三九</td> <td>介護ショップマーク・トゥ エイン 仙台市泉区寺岡一丁目二十 五番地の七</td> <td>事業者の名称及び所在地</td> <td>申請者名</td> <td>指定年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>有限会社マーク・トゥエ イン</td> <td></td> <td>平成二十年 七月一日</td> </tr> </table>	○四七五五〇一八三九	介護ショップマーク・トゥ エイン 仙台市泉区寺岡一丁目二十 五番地の七	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日			有限会社マーク・トゥエ イン		平成二十年 七月一日	<p>六 介護予防福祉用具貸与</p>	<table border="1"> <tr> <td>○四七五二〇二〇八一</td> <td>特別養護老人ホームリーフ 鶴ヶ谷 仙台市宮城野区鶴ヶ谷字京 原七十九番一</td> <td>事業者の名称及び所在地</td> <td>申請者名</td> <td>指定年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>社会福祉法人宏恵会</td> <td></td> <td>平成二十年 七月十五日</td> </tr> </table>	○四七五二〇二〇八一	特別養護老人ホームリーフ 鶴ヶ谷 仙台市宮城野区鶴ヶ谷字京 原七十九番一	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日			社会福祉法人宏恵会		平成二十年 七月十五日																																																				
介護保険事業所番号	事業者の名称	事業者の所在地	変更年月日																																																																																		
	宮城県知事 村 井 嘉 浩																																																																																				
○四七五五〇一八三九	介護ショップマーク・トゥ エイン 仙台市泉区寺岡一丁目二十 五番地の七	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日																																																																																	
		有限会社マーク・トゥエ イン		平成二十年 七月一日																																																																																	
○四七五二〇二〇八一	特別養護老人ホームリーフ 鶴ヶ谷 仙台市宮城野区鶴ヶ谷字京 原七十九番一	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日																																																																																	
		社会福祉法人宏恵会		平成二十年 七月十五日																																																																																	
<p>一 訪問介護</p>	<p>○宮城県告示第八百八十七号 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から 次のとおり変更した旨届出があった。 平成二十年九月五日</p>	<p>五 介護予防短期入所生活介護</p>	<table border="1"> <tr> <td>○四七五二〇二八四四</td> <td>ショートデイサービスきら り庵 仙台市青葉区愛子中央三丁 目二十番一号</td> <td>事業者の名称及び所在地</td> <td>申請者名</td> <td>指定年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>有限会社ひだまり介護</td> <td></td> <td>平成二十年 七月十五日</td> </tr> </table>	○四七五二〇二八四四	ショートデイサービスきら り庵 仙台市青葉区愛子中央三丁 目二十番一号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日			有限会社ひだまり介護		平成二十年 七月十五日	<p>四 介護予防短期入所生活介護</p>	<table border="1"> <tr> <td>介護保険事業所番号</td> <td>事業者の名称及び所在地</td> <td>申請者名</td> <td>指定年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日																																																																		
○四七五二〇二八四四	ショートデイサービスきら り庵 仙台市青葉区愛子中央三丁 目二十番一号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日																																																																																	
		有限会社ひだまり介護		平成二十年 七月十五日																																																																																	
介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日																																																																																		

三 通所介護				二 訪問看護			
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
〇四七五二〇〇六九七		〇四七二一〇〇一九八		〇四六二二九〇〇一六		〇四七五二〇一七〇五	
介護保険事業所番号		事業者の名称		事業者の名称		事業者の名称	
夢のふれあい村		ひなたぼっこ桑原		社団法人宮城県看護協会柴田・角田地域訪問看護ステーション		ニチイケアセンター川平	
特定非営利活動法人ホームひなたぼっこ		事業者の所在地		事業者の所在地		ニチイケアセンター原町	
仙台市宮城野区原町一丁目三番五十号		岩沼市桑原二丁目一番六号		柴田郡大河原町新南三十四番地五		仙台市宮城野区原町三丁目七番十四号	
平成二十年五月十八日		平成二十年五月十二日		平成二十年七月一日		平成二十年七月十三日	

四 特定施設入居者生活介護				五 福祉用具貸与				六 特定福祉用具販売			
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
		〇四七五二〇〇六九七		〇四七五二〇〇一七六		〇四七五二〇〇六九七		〇四七五二〇〇一七六		〇四七五二〇〇一七六	
		事業者の名称		事業者の名称		事業者の名称		事業者の名称		事業者の名称	
		夢のふれあい村		ニチイケアセンター原町		夢のふれあい村		ニチイケアセンター原町		ニチイケアセンター原町	
		事業者の所在地		事業者の所在地		事業者の所在地		事業者の所在地		事業者の所在地	
		仙台市宮城野区原町一丁目三番五十号		仙台市宮城野区原町三丁目七番十四号		仙台市宮城野区原町一丁目三番五十号		仙台市宮城野区原町三丁目七番十四号		仙台市宮城野区原町三丁目七番十四号	
		平成二十年五月十八日		平成二十年七月十日		平成二十年五月十八日		平成二十年七月十日		平成二十年七月十日	

〇宮城県告示第八百八十八号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から

次のとおり廃止した旨届出があった。
平成二十年九月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	廃止年月日
〇四七二二〇〇八三二	ふれあい訪問サービ ス 柴田郡大河原町住吉町四番 一号	株式会社かぎろひ	平成二十年 七月一日
〇四七二二〇〇二二一	ジャパンケアサービ スハ ッ 大河原・ヘルパ ー ステ ィ ン 柴田郡大河原町錦町五番八 号	株式会社ジャパンケ ア サ ー ビ ス	平成二十年 七月三十一日
〇四七二二〇〇二二九	ジャパンケアサービ スハ ッ 柴田・ヘルパ ー ステ ィ ン 柴田郡柴田町大字船岡字中 島六十八番地柴田町地域福 祉センター内	株式会社ジャパンケ ア サ ー ビ ス	平成二十年 七月三十一日
〇四七五五〇〇一七九	ジャパンケアサービ スハ ッ 仙台・ヘルパ ー ステ ィ ン 仙台市泉区松森字鹿島五十 三番五十八号	株式会社ジャパンケ ア サ ー ビ ス	平成二十年 七月三十一日
〇四七五五〇〇五七五	ジャパンケアサービ スハ ッ 仙台北・ヘルパ ー ステ ィ ン 仙台市泉区南光台東一丁目 五十二番十八号・一〇三	株式会社ジャパンケ ア サ ー ビ ス	平成二十年 七月三十一日

二 訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	廃止年月日
〇四六五五九〇〇五七七	ジャパンケアサービ スハ ッ 仙台・訪問看護ステ ィ ン 仙台市泉区松森字鹿島五十 三番五十八号	株式会社ジャパンケ ア サ ー ビ ス	平成二十年 七月三十一日

三 通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	廃止年月日

四 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	廃止年月日
〇四七二二〇〇七二六	ジャパンケアサービ スハ ッ 柴田・デイサービ スセ ン ター 柴田郡柴田町船岡南一丁目 六番一号	株式会社ジャパンケ ア サ ー ビ ス	平成二十年 七月三十一日
〇四七五二〇一八二〇	あつたかケアみやぎ台二丁 目二十番十五号 仙台市青葉区みやぎ台二丁 目二十番十五号	あつたかケアみやぎ台有 限会社	平成二十年 七月三十一日
〇四七五五〇〇一八七	ジャパンケアサービ スハ ッ 泉東・デイサービ スセ ン ター 仙台市泉区松森字鹿島五十 三番九号	株式会社ジャパンケ ア サ ー ビ ス	平成二十年 七月三十一日

五 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	廃止年月日
〇四七五五〇〇三八五	ジャパンケアサービ スハ ッ 仙台福祉用具貸与事業 所 仙台市泉区松森字鹿島五十 三番九号	株式会社ジャパンケ ア サ ー ビ ス	平成二十年 七月三十一日

〇宮城県告示第八百八十九号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から
次のとおり変更した旨届出があった。
平成二十年九月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業者の所在地	変更年月日

変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
	〇四六二九〇〇一六		〇四七五二〇〇四一六		〇四七五二〇一七〇五		〇四七五二〇〇一七六		〇四七五二〇二六八七
	社団法人宮城県看護協会柴田・角田地域訪問看護ステーション		ケアプランセンター「いわきり」		ニチイケアセンター川平		ニチイケアセンター原町		ゴールドトラスト株式会社仙台営業所
	柴田郡柴田町船岡字中島六十八番地柴田町地域福祉センター内		仙台市宮城野区岩切字稲荷四十一番二号		仙台市青葉区川平三丁目二十六番八号一〇四ビル		仙台市宮城野区原町三丁目七番二十一号		仙台市青葉区栗生七丁目十一番一號
			平成二十年七月一日		平成二十年六月三十日		平成二十年七月十日		平成二十年六月二十一日

○宮城県告示第八百九十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十年九月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	廃止年月日
〇四七五四〇〇五九四	総合福祉ツクイ南仙台 仙台市太白区西中田四丁目十一番一號	株式会社ツクイ	平成二十年五月三十一日
〇四七二二〇〇一七九	ジャパンケアサービスハッピー柴田・居宅介護支援事業所 柴田郡柴田町大字船岡字中	株式会社ジャパンケアサービス	平成二十年七月三十一日

〇四七二二〇〇一八七	島六十八番地柴田地域福祉センター内	株式会社ジャパンケアサービス	平成二十年七月三十一日
〇四七五五〇〇〇八八	柴田郡大河原町錦町五番八号 事業所 柴田郡大河原町錦町五番八号	株式会社ジャパンケアサービス 仙台・居宅介護支援事業所 仙台市泉区南光台東一丁目五十二番十八号一〇三三号	平成二十年七月三十一日
〇四七五五〇一四八〇	尚真会あつたかい居宅介護支援センター 仙台市泉区泉中央三丁目九番一號 患泉ビル	株式会社尚真会たんのくりニツク	平成二十年七月三十一日

○宮城県告示第八百九十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十年九月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
〇四七五二〇一七二二	〇四七五二〇二六八七	昭和交通株式会社	ゴールドトラスト株式会社仙台営業所	〇四七五二〇一七二二	〇四七五二〇二六八七	事業者の名称	事業者の所在地	変更年月日	
		仙台市泉区西田中字松下十番地の一	仙台市青葉区栗生七丁目十一番一號				仙台市泉区西田中字松下二十四番八号	平成二十年六月一日	
〇四七五二〇一七〇五	〇四七五二〇〇一七六	ニチイケアセンター川平	ニチイケアセンター原町	〇四七五二〇一七〇五	〇四七五二〇〇一七六	事業者の名称	事業者の所在地	変更年月日	
		仙台市青葉区川平三丁目二十六番八号一〇四ビル	仙台市宮城野区原町三丁目七番二十一号				仙台市宮城野区原町三丁目七番二十一号	平成二十年七月十日	

二 介護予防通所介護

変更前	介護保険事業所番号	事業者の名称	事業者の所在地	変更年月日
			仙台市青葉区川平四丁目三十二番五号	

変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
	〇四七五二〇〇一九八	ひなたぼっこ桑原	特定非営利活動法人ホームひなたぼっこ	仙台市宮城野区原町一丁目一番六号	岩沼市桑原二丁目一番六号
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
	〇四七五二〇〇六九七	夢のふれあい村	ふれあいの家宮城野	仙台市宮城野区原町一丁目三番五号	仙台市宮城野区原町三丁目七番五号
					平成二十年五月十八日

三 介護予防特定施設入居者生活介護

変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
	〇四七五二〇一九〇三	ベストライフ仙台西	介護保険事業所番号	事業者の名称	事業者の所在地
					仙台市青葉区栗生六丁目七番地一
					仙台市青葉区下愛子字沢尻二十六番地
					平成二十年六月二十一日

四 介護予防福祉用具貸与

変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
	〇四七五二〇〇六九七	夢のふれあい村	介護保険事業所番号	事業者の名称	事業者の所在地
					仙台市宮城野区原町一丁目三番五号
					仙台市宮城野区原町三丁目七番五号
					平成二十年五月十八日

五 特定介護予防福祉用具販売

変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
	〇四七五二〇〇一七六	ニチイケアセンター	介護保険事業所番号	事業者の名称	事業者の所在地
					仙台市宮城野区原町三丁目七番五号
					仙台市宮城野区原町三丁目七番五号
					平成二十年七月十日

変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
	〇四七五二〇〇一七六	ニチイケアセンター	介護保険事業所番号	事業者の名称	事業者の所在地
					仙台市宮城野区原町三丁目三番五号
					仙台市宮城野区原町三丁目七番五号
					平成二十年七月十日

〇宮城県告示第八百九十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十年九月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

〇四七五二〇〇八三二	ふれあい訪問サービス	株式会社かぎろひ	平成二十年七月一日
〇四七五二〇〇二二一	ジャパンケアサービス	株式会社ジャパンケアサービス	平成二十年七月三十一日
〇四七五二〇〇二二九	ジャパンケアサービス	株式会社ジャパンケアサービス	平成二十年七月三十一日
〇四七五五〇〇一七九	ジャパンケアサービス	株式会社ジャパンケアサービス	平成二十年七月三十一日
〇四七五五〇〇五七五	ジャパンケアサービス	株式会社ジャパンケアサービス	平成二十年七月三十一日

二 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号 ○四六五五九〇〇五七	事業者の名称及び所在地 ジャパンケアサービスマツ シオン 仙台市泉区松森字鹿島五十 三番五十八号	申請者名 株式会社ジャパンケアサ ービス	廃止年月日 平成二十年 七月三十一日
-------------------------	--	----------------------------	--------------------------

三 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 ○四七二二〇〇七一六	事業者の名称及び所在地 ジャパンケアサービスマツ ンター 柴田郡柴田町船岡南一丁目 六番一号	申請者名 株式会社ジャパンケアサ ービス	廃止年月日 平成二十年 七月三十一日
○四七五五〇〇一八七	ジャパンケアサービスマツ ンター 仙台市泉区松森字鹿島五十 三番九号	株式会社ジャパンケアサ ービス	平成二十年 七月三十一日

四 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号 ○四七五五〇〇三八五	事業者の名称及び所在地 ジャパンケアサービスマツ ンター 仙台市泉区松森字鹿島五十 三番九号	申請者名 株式会社ジャパンケアサ ービス	廃止年月日 平成二十年 七月三十一日
-------------------------	--	----------------------------	--------------------------

五 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号 ○四七五五〇〇三八五	事業者の名称及び所在地 ジャパンケアサービスマツ ンター 仙台市泉区松森字鹿島五十 三番九号	申請者名 株式会社ジャパンケアサ ービス	廃止年月日 平成二十年 七月三十一日
-------------------------	--	----------------------------	--------------------------

○宮城県告示第八百九十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サ

ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十年九月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四一〇二〇〇五二三	事業所の名称及び 所在地 デイサービスセン ター 桜・さくら 石巻市水押二丁目九 番市営住宅四号棟十 二号	指定障害福祉サ ービスの種類 生活介護	設置者名 特定非営利活 動法人夢みの 里	指定年月日 平成二十年 九月一日
---------------------	---	---------------------------	-------------------------------	------------------------

○宮城県告示第八百九十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十年九月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日 平成二十年 十月七日	実施区域 白石市 越 河	検査受付時間 午前十時三十分から 正午まで	実施の場所 白石市越河公民館
同	白石市 全 域	午後一時三十分から 午後三時まで	白石市役所
同	白石市 全 域	午前十時三十分から 午後三時まで	白石市役所
同	白石市 全 域	午前十時三十分から 午後三時まで	白石市役所
同	関 上	午前十時から 午後三時三十分まで	名取市関上公民館東側駐車 場
同	増田・高館 腰 館	午前十時から 午後三時三十分まで	名取市役所東側駐車場
同	増田・高館 腰 館	午前十時から 午後三時三十分まで	名取市役所東側駐車場
同	中 央	午前十時から 午後三時三十分まで	岩沼市旧勤労青少年ホー ム
同	岩 沼 市	午前十時から 午後三時三十分まで	岩沼市旧勤労青少年ホー ム
同	岩 沼 市	午後三時三十分まで	岩沼市旧勤労青少年ホー ム

○宮城県告示第八百九十五号

次の貸金業者について、その所在を確知できないので、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の六第一項第一号の規定により告示する。
 なお、この告示の日から三十日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、貸金業者の登録を取り消すこととする。

平成二十年九月五日

一 商号又は名称等

宮城県知事 村 井 嘉 浩

商号又は名称 PLAZA仙台	代表者の氏名 白井 健一	主たる営業所の所在地 仙台市青葉区中央三丁目六番七号 東日本建物仙台駅前ビル六階C室	登録番号 宮城県知事(一) 第〇二二六四号	登録年月日 平成十九年十一月二十日
-------------------	-----------------	--	-----------------------------	----------------------

二 申出先

宮城県経済商工観光部商工経営支援課商工金融第一班
 所在地 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 電話 〇二二・二二一・二七四四（直通）

〇宮城県告示第八百九十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十年九月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名 宮城県第八加入区	水域 共第百五号漁場の区域	区域 宮城県漁業協同組合の管内支所地区（支所地区階級）のうち、沖合（海岸線）未達の区域	同意成立の届出年月日 平成二十年八月二十二日	発起人の住所及び氏名 宮城県仙台市波路五丁目十六番二 宮城県仙台市若月台ノ沢六十八番二 日野 義一郎	漁業の種類 漁業災害補償法（昭和三十九年政令第三号）第九十三条に規定する漁業	特定第一号漁業者数 四百六十四人
-------------------	------------------	--	---------------------------	---	---	---------------------

宮城県第八加入区	共第百八号漁場の区域	宮城県漁業協同組合の管内支所地区（支所地区階級）のうち、沖合（海岸線）未達の区域	平成二十年八月二十二日	本吉郡南三陸町歌津字泊八十二 本吉郡南三陸町歌津字名足四十五 千葉 永悦	漁業災害補償法（昭和三十九年政令第三号）第九十三条に規定する漁業	九百二十七人
宮城県第五十一加入区	共第百二十五号及共第百二十七号漁場の区域	宮城県漁業協同組合の管内支所地区（支所地区階級）のうち、沖合（海岸線）未達の区域	平成二十年八月二十二日	石巻市泊泊四十 阿部 範男 石巻市泊泊五十一 安住 留治郎	漁業災害補償法（昭和三十九年政令第三号）第九十三条に規定する漁業	四十九人

〇宮城県告示第八百九十七号

県営石森地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年九月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年九月五日から平成二十年十月六日まで

三 縦覧場所

登米市役所、登米市中田総合支所及び登米市石越総合支所

〇宮城県告示第八百九十八号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十

五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十年九月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東大崎	経営体育成基盤整備事業	平成二十年七月八日
地区名	事業の名称	工事了了年月日

○宮城県告示第八百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年九月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市栗駒沼倉西沼ヶ森二から四まで、二二から三三まで、二六、二七、二八の一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種を定めぬい。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第九百号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、平成二十年八月四日付け十九森整第八百六十二号で関係者あて通知したところ、次の者は、所在が不明であるため、同法第八十

九条の規定により、通知の内容を栗原市役所に掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十年九月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市栗駒文字高平四〇の二、四〇の九、四〇の三三、四〇の三五、四〇の三九、四〇の四五、四〇の四六、四〇の四七(次の図に示す部分に限る。)、四〇の六〇から四〇の六五まで、四〇の六七から四〇の六九まで、四〇の七一、四〇の七三、四〇の七四、四〇の九七、四〇の二〇六、四〇の二一〇から四〇の二二二まで、四〇の二八五、四〇の二八七から四〇の二八九まで、四〇の二九一、四〇の二九四、四〇の二九五、四〇の二〇八、四〇の二二七、四〇の三三一、四〇の三三六、文字鍛冶屋一一九の三九、一一九の四五、一一九の四八から一一九の五〇まで、一一九の二二一、一一九の二八五から一一九の二九三まで、一一九の三三四から一一九の三三六まで、一一九の三三八、一一九の三三九、一一九の二六四、一一九の二六六

二 所在が不明である者の住所氏名

- (1) 栗原市栗駒文字鷹ノ巣五番地 熱海 末雄
- (2) 栗原市栗駒文字赤坂二十七番地 小野寺 一重
- (3) 栗原市栗駒文字赤坂三十六番地 小野寺 進
- (4) 栗原市栗駒文字鷹ノ巣二番地 小山 次男
- (5) 栗原市栗駒文字高平三番地 後藤 倉治
- (6) 栗原市栗駒文字久保前十一番地 後藤 哲男
- (7) 栗原市栗駒文字久保前十一番地 後藤 哲夫
- (8) 栗原市栗駒文字駒堂前五番地の一 榊原 文男
- (9) 栗原市栗駒文字内峰六十七番地 佐藤 研藏
- (10) 栗原市栗駒文字久保前二番地の一 佐藤 誠助
- (11) 栗原市栗駒文字明神前二番地 佐藤 胤雄
- (12) 栗原市栗駒文字荒屋敷前四十七番地 佐藤 みさを
- (13) 栗原市栗駒文字内峰四十七番地 菅原 義二
- (14) 横浜市鶴見区東寺尾町千七百八十七番地 菅原 至
- (15) 栗原市栗駒文字荒屋敷前四十番地 菅原 守
- (16) 栗原市栗駒文字下河原十三番地 鈴木 清
- (17) 栗原市栗駒文字駒堂前二番地 鈴木 秀男
- (18) 栗原市栗駒文字馬場前三十四番地 四ノ宮 高男

- (19) 栗原市栗駒文字宮口二十一番地 四ノ宮 春男
- (20) 栗原市栗駒文字中山日向十二番地 高橋 久
- (21) 栗原市栗駒文字大道上百八番地 只野 市治
- (22) 栗原市栗駒文字坪坂下四十六番地 只野 幸男
- (23) 東京都江戸川区清新町一丁目一番二六・四百十一号 只野 静志
- (24) 栗原市栗駒文字高平四十番地 千葉 正藏
- (25) 栗原市栗駒文字荒屋敷前八十五番地 千葉 庄七
- (26) 栗原市栗駒文字荒屋敷前八十五番地 千葉 勝昭
- (27) 栗原市栗駒文字荒屋敷前八十五番地 千葉 サキ子
- (28) 栗原市栗駒文字鷹ノ巣五番地 千葉 甲喜
- (29) 栗原市栗駒文字鷹ノ巣一番地 千葉 博茂
- (30) 栗原市栗駒文字沼前三十二番地の一 千葉 了一
- (31) 東京都練馬区南大泉四丁目十三番五号 藤原 由紀

三 通知の内容

一の森林について、平成二十年八月二日宮城県告示第八百七号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

○宮城県告示第九百一十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年九月五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年九月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路の類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	名取停車場線	名取市増田四丁目無番地先から同市増田四丁目二一九番一地先まで	平成二十年九月五日

○宮城県告示第九百一十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年九月五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木

事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年九月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路の類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	馬籠東和線	登米市東和町米川字山崎二九番三地先から同市同町米川字山崎二三番一地先まで	平成二十年九月五日

○宮城県告示第九百一十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、階上大谷土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があつた。

平成二十年九月五日

宮城県気仙沼地方振興事務所

所長 河 端 章 好

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十年八月五日	島 山 智	気仙沼市波路上岩井崎四二一	理事

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十年九月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

名取市本郷字大門四十二番一

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

岩沼市中央四丁目六番三百三十一号

加藤 淳

加藤 リカ

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十年九月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称

黒川郡富谷町今泉字寺前三十八番、三十九番の
一部、三十六番一の一部及び三十八番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

黒川郡富谷町今泉字寺前三十八番地

宗教法人善盛寺